

各都道府県教育委員会指導事務主管課
各指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県私立学校事務担当課
附属学校を置く各国立大学法人附属学校事務担当課
構造改革特区法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体株式会社立学校事務担当課

御中

文部科学省初等中等教育局教育課程課

小・中学校向け主権者教育指導資料「『主権者として求められる力』を
子供たちに育むために」の公表について

選挙権年齢及び成年年齢の引下げにより、主権者として求められる力を育成する教育（以下、「主権者教育」という。）がこれまで以上に求められています。

今後、主権者教育をさらに充実させるためには、学習指導要領に基づき、義務教育段階から指導の充実を図ることが重要であることから、このたび、文部科学省では、小・中学校向け主権者教育指導資料「『主権者として求められる力』を子供たちに育むために」を作成し、下記ホームページに掲載しました。

本指導資料は、学習指導要領における主権者教育の位置付けや各学校において主権者教育を実施する際の配慮事項（理論編）、社会科、及び特別活動における指導事例（実践編）で構成しております。各位におかれては、本指導資料を活用するなどし、小・中学校における主権者教育の充実に向けた取組を着実に展開していただくようお願いします。

あわせて、このことについて、各都道府県教育委員会指導事務主管課におかれては、域内の学校等を設置する市町村教育委員会及び所管の小・中学校等（義務教育学校、中等教育学校前期課程及び特別支援学校の小・中学部を含む。以下同じ。）に対して、各指定都市教育委員会指導事務主管課におかれては、所管の小・中学校等に対して、各都道府県私立学校事務担当課及び構造改革特別特区法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体株式会社立学校事務担当課におかれては、所轄の小・中学校等及び学校法人等に対して、各国立大学法人附属学校事務担当課におかれては、その管下の小・中学校等に対して、御周知いただくようお願いします。

記

(文部科学省ホームページ)

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00085.html

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局教育課程課
教育課程総括係

TEL 03-5253-4111 (内線2073)

E-mail kyoiku@mext.go.jp